

令和7年度（2025年度）共同企業体の資格審査事務の取扱いについて

石狩振興局総務課

石狩振興局が発注する農業土木工事、水産土木工事、森林土木工事及び舗装・建築・電気部門（産業振興部発注工事に係るもの）に係る経常建設共同企業体の競争入札参加資格申請書の受付を次のとおり行いますので、お知らせします。

記

1 申請及び資格決定の時期について

(1) 提出書類（各1部）

- ・競争入札参加資格審査申請書（別記第2号様式）
- ・共同企業体協定書（別記第6号様式）
- ・年間委任状

(2) 受付場所

石狩振興局総務課 主査（事業管理） TEL 011-204-5811

※事前に電話予約をお願いします。

※当該企業体が履行を希望する登録機関に申請してください。

(3) 石狩振興局の受付締切日及び資格決定月日

提出期限	資格決定通知日	備考
令和7年(2025年)		
3月13日(木)	3月21日(金)	
3月19日(水)	3月26日(水)	
3月24日(月)	3月31日(月)	
4月2日(水)	4月11日(金)	
4月16日(水)	4月25日(金)	
5月～12月まで 毎月8日	5月～12月まで 毎月20日	閉庁日の場合は、その前日が提出期限又は通知日になります。
令和8年(2026年)		
1月14日(水)	1月23日(金)	
1月21日(水)	1月30日(金)	
1月28日(水)	2月6日(金)	
2月10日(火)	2月20日(金)	最終受付
令和8年3月		令和7年度の受付は行いません。

※資格決定予定日は、農業・水産・森林土木工事のものです。舗装・建築・電気部門については異なる場合がありますので、必要な際は別途お問い合わせください。

2 結成回数

一つの企業が登録機関ごとに登録することができる回数は、資格の種類ごとに1回とします。
（「建設工事共同企業体運用基準について」（平成13年3月22日付け 建情第2289号）参照）

3 令和6年度(2024年度)から継続する経常建設共同企業体

令和6年度(2024年度)の結成時に2年間の継続を予定して結成された経常建設共同企業体の場合、前年度の結成状況について、協定書の写しを提出してください。

4 その他

令和7年度(2025年度)の経常建設共同企業体の資格審査は、各構成員が令和7・8年度競争入札参加資格審査申請において提出した経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）により行います。

5 草地整備工事における経常建設共同企業体

既に結成されている経常建設共同企業体の構成員が、新たに異なる経常建設共同企業体を結成する場合において、先に結成した経常建設共同企業体とその営業地域は重複できませんが、農業土木工事の経常企業体の構成員と草地整備工事の経常企業体の構成員が重複する場合は、この限りではありません。

6 水産林務部建設工事共同企業体の運用方針について(平成13年3月22日水林総第3060号関係)

1) 対象工事について

水産土木工事においては、C等級工事であっても工事予定価格2,000万円以上の工事については経常建設共同企業体を活用することが可能です。

森林土木工事における経常建設共同企業体の活用においては、格付等級のうち最下位等級(C等級)を除いた工事とする。「**建設工事共同企業体の活用方針について**」(平成13年3月22日付け建情第2290号農政部長、水産林務部長、建設部長通達)

2) 経常企業体の構成について

水産土木工事に係る共同企業体で二等級差企業(AとBとC、AとCなど)により結成する場合については、水産林務部建設工事共同企業体の運用方針について(平成13年3月22日水林総第3060号関係)に定める次の書類が添付してください。(C級資格級資格者分のみ)

- ・過去5カ年間の工事施工実績
- ・工事施工成績評定書(前年度)
- ・技術者の保有状況